



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

## 震災に伴う特例と4月からの変更事項等

震災等で落ち着かない日が続きますが、新年度が始まり2週間近くが経過いたしました。

今回は震災に伴う特例等の情報に併せて4月からの法改正、その他変更点の情報をご案内いたします。

### 【震災に伴う特例】

< 雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件等 >

助成金の概要についてはこちら [http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411\\_qa.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_qa.pdf)

東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」により事業活動が縮小し、休業等を行った場合に適用される場合あり。

例)・交通手段の断絶により原材料の入手が困難になった ・計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した

下記の事業所については、要件が緩和される場合あり。

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野のうち災害救助法適用地域に所在する事業所

の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所

計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411\\_riyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_riyou.pdf)

< 雇用保険 失業給付の特例措置 >

事業所が被災し、休止・廃止により休業を余儀なくされて賃金を受けることが出来ない場合、離職をしていなくても、失業給付を受給することが可能な場合も。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

### 【4月からの変更事項等】

< 健康保険料率の変更・・・4月給与控除より変更開始 >

協会けんぽの保険料率が変更 (東京都: 9.32% → **9.48%**)

その他各都道府県健康保険料率: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,674.html>

介護保険料率: 1.5% → **1.51%** (全国一律)

多くの健康保険組合で料率変更がされています。健康保険組合の場合は、各組合にお尋ねください。

< 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の対象事業主拡大 >

「一般事業主行動計画」の策定と届出義務が 301 人以上 → **101 人以上**の企業に拡大

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/25a.pdf>

< 子ども手当・・・現状、6ヶ月間は継続して同額支給 >

平成23年4月から9月まで、0歳～中学校卒業までの子ども1人につき、月額13,000円が支給される。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/110401.html>

< 中小企業子育て支援助成金、両立支援レベルアップ助成金(労働者数100人以下の事業主)の支給額変更 >

1人目: 100万円 → **70万円**に変更 2人目～5人目まで: 80万円 → **50万円**に変更

助成金の概要についてはこちら(金額は改正前のものが記載されています) <http://sr-aozora.biz/contents/letter/064.pdf>

< 障害者雇用納付金の申告・納付義務等の対象企業が拡大 >

障害者雇用納付金の申告・納付義務等が 301 人以上企業 → **201 人以上**企業に拡大。

201人以上300人未満の企業は、今回に限り平成22年7月1日～平成23年3月31日の障害者雇用数をカウント

<http://sr-aozora.biz/contents/letter/053.pdf>

詳しくは弊社までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277